令和六年度前期特定計量器定期検査日程

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二号）第五十九条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	皮革面積計
	令和六年四月十一日（木）	午前十時から午後三時まで	甲州市大和ふるさと会館	甲州市のうち旧勝沼町及び旧大和村	一般社団法人山梨県計量協会		令和六年六月一日から令和七年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）
	令和六年四月十二日（金）	同	甲州市勝沼市民会館	同	同		令和六年六月一日から令和七年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日
	令和六年四月十五日（月）	同	同	同	同		令和六年六月一日から令和七年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）
	令和六年四月十六日（火）	同	同	同	同		令和六年四月十一日から令和七年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）
	令和六年四月十七日（水）	同	同	同	同		令和六年五月三十一日（金）
	令和六年四月十八日（木）	同	同	同	同		令和六年五月三十日（木）
	令和六年四月十九日（金）	同	同	同	同		令和六年五月二十九日（水）
	令和六年四月二十二日（月）	同	笛吹市役所御坂支所	笛吹市	同		令和六年五月二十七日（月）
	令和六年四月二十三日（火）	同	同	同	同		令和六年五月二十四日（金）
	令和六年四月二十四日（水）	同	同	同	同		令和六年五月二十一日（火）
	令和六年四月二十五日（木）	同	笛吹市役所一宮支所	同	同		令和六年五月二十日（月）
	令和六年四月二十六日（金）	同	同	同	同		令和六年五月十七日（金）
	令和六年四月二十八日（月）	同	笛吹市役所旧春日居支所北側	同	同		令和六年五月十六日（木）
	令和六年五月七日（火）	同	笛吹市役所八代支所	同	同		令和六年五月十四日（火）
	令和六年五月八日（水）	同	同	同	同		令和六年五月十三日（月）
	令和六年五月十三日（月）	同	笛吹市芦川ふるさと総合センター	山梨市のうち旧三富村及び旧牧丘町	同		令和六年五月十四日（火）
	令和六年五月十四日（火）	午前十時半から正午まで	山梨市役所牧丘支所	同	同		令和六年五月十六日（木）
	令和六年五月十六日（木）	午前十時から午後三時まで	中央市役所南館	中央市のうち旧豊富村	同		令和六年五月二十日（月）
	令和六年五月十七日（金）	同	同	同	同		令和六年五月二十一日（火）
	令和六年五月二十日（月）	同	富士川町役場	富士川町	同		令和六年五月二十三日（木）
	令和六年五月二十一日（火）	同	同	同	同		令和六年五月二十四日（金）
	令和六年五月二十三日（木）	同	南部町活性化センター	南部町	同		令和六年五月二十七日（月）
	令和六年五月二十四日（金）	午前十時半から午後三時まで	身延町役場身延支所	身延町	同		令和六年五月二十九日（水）
	令和六年五月二十七日（月）	午後一時から午後三時まで	早川町役場	早川町	同		令和六年五月三十日（木）
	令和六年五月二十九日（水）	午前十時から午後二時まで	身延町下部地区公民館	同	同		令和六年五月三十一日（金）
	令和六年五月三十日（木）	同	身延町中富総合会館	同	同		令和六年六月一日から令和七年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日
	令和六年五月三十一日（金）	同	同	同	同		令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）
	令和六年六月一日から令和七年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	身延町中富総合会館	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	個別に県が指定する場所（令和六年五月三十一日までに検査を受けなかった場合に限る。）

備考　検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。